

伊勢原市再任用職員選考審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4から第28条の6までの規定及び伊勢原市職員の再任用に関する条例（平成13年伊勢原市条例第5号）に基づき、職員の再任用の選考を公正かつ適正に行うため、伊勢原市再任用職員選考審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、再任用を希望する職員について選考の審査をし、その結果を任命権者に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会に委員を置き、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 副市長
- (2) 総務部長
- (3) 消防本部消防長
- (4) 議会事務局長
- (5) 教育部長
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 前項に規定する委員は、市長が任命する。

3 委員会の委員長には副市長を、副委員長には総務部長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、人事主管課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則（平成25年12月12日告示第173号）

この告示は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（令和元年11月8日告示第52号）

この告示は、公表の日から施行する。